

保 護 者 様

信州大学農学部後援会

会 長 田 中 賢

学部長 米 倉 真 一

信州大学農学部後援会（保護者会）へのご入会について

ご子息・ご息女のご入学を信州大学農学部後援会を代表して、心よりお喜び申し上げます。

さて、信州大学農学部には、農学部及び大学院総合理工学研究科(伊那キャンパス)の在学生の保護者で組織する「信州大学農学部後援会」がございます。

後援会の主な事業は、大学との連絡・協力の緊密化を図り、在学生に対してサークル活動、学生ボランティア活動、就職活動などの在学中の数々の支援を行うとともに、学生表彰などを実施し、ご子弟様が農学部で有意義な学生生活を送れるように、物心の両面から支援を行っています。後援会及び活動の詳細は、同封の会則及び農学部ホームページに掲載の会報をご覧ください。

つきましては、後援会の趣旨、活動内容をご理解いただき、在学生全員の保護者の方々にご入会をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、会費の納入方法については、下記のとおりでございます。

記

会 費：学部生：金 20,000 円（4年間分を一括納入）

大学院生・3年次編入生：金 10,000 円（2年間分を一括納入）

納 入 方 法：インターネット入学手続登録サイト（手続システム）から、クレジットカード等の電子決済により、お支払い願います。詳細は、同サイト上でご確認ください。

お問合せ先：信州大学農学部後援会事務局

長野県上伊那郡南箕輪村 8 3 0 4

電話：0 2 6 5 - 7 6 - 8 5 0 1

E-mail: yurinoki@shinshu-u.ac.jp

<https://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/agriculture/support/>



農学部ホームページ（後援会サイト）

以上

信州大学農学部後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、信州大学農学部後援会と称し、事務所を信州大学農学部内食と緑の科学資料館「ゆりの木」に置く。

(目 的)

第2条 本会は、信州大学農学部の学生生活の向上に関して後援することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学生の就職活動の援助
- 二 学生の課外活動等の援助
- 三 講演会、講習会等の助成
- 四 その他必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、第2条、第3条の趣旨に賛同する信州大学農学部及び大学院総合理工学研究科(伊那キャンパス)在学生の父母をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1か年とする。ただし重任を妨げない。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理 事 10名以内
- 四 参 与 若干名
- 五 監 事 2名

第6条 会長、副会長、理事、参与、監事は総会において選出する。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を総理し本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 三 理事は、理事会を構成し、本会の事業運営について審議する。
- 四 参与は、学部を代表し、学部との連絡調整にあたる。
- 五 監事は、会計を監査する。

(役員会・総会)

第8条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

第9条 総会は毎年1回開き、次の事項を審議する。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

- 一 予算および決算について
- 二 役員を選出について
- 三 会則の変更について
- 四 その他重要事項について

第10条 会長は、総会を招集してその議長となる。

第11条 総会における議事は、出席者の2分の1以上の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会 費)

第12条 本会の事業運営に要する経費は、会員の会費その他の収入をもって充てる。

第13条 本会の会費は、学部生金 20,000 円、研究科生金 10,000 円とし、学生の入学当初に納入するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務担当者の委嘱)

第15条 本会の庶務・会計を処理するために会長は事務担当者を委嘱する。

(補 則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要なことは理事会が定める。

附 則

- 1 この会則は平成 16 年 9 月 11 日から施行し、平成 15 年 10 月 18 日から適用する。
- 2 第 13 条の規定にかかわらず、この会発足時において在学する 1, 2, 3 年次生は、それぞれ 15,000 円, 10,000 円, 5,000 円とする。
- 3 この会則は平成 19 年 9 月 8 日から施行する。
- 4 この会則は平成 20 年 9 月 7 日から施行する。
- 5 この会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この会則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この会則は、令和元年 9 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。